

令和6年度 地域福祉コーディネーター 活動報告

江東区社会福祉協議会
地域福祉推進課



社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふっこくー

目次

令和 6 年度の活動を振り返って	2
1. 社協の地域福祉コーディネーターについて	3
2. 地域福祉コーディネーターの配置状況	5
3. 令和 6 年度 相談・支援実績	6
4. 令和 6 年度 地域福祉コーディネーター行動記録	9
5. 令和 6 年度 地域福祉コーディネーター活動事例集	10

令和 6 年度の活動を振り返って

江東区社会福祉協議会（以下「社協」という。）では2016（平成28）年度より、孤独死や引きこもり、虐待、ゴミ屋敷等、深刻化する地域課題や社会的孤立の問題に対し、地域ごとの担当職員である地域福祉コーディネーターを区内4圏域に8名配置し、地域の方々や関係団体と連携・協力しながら課題解決に取り組んできました。

令和6年度は令和4年度に江東区より施行された「江東区地域福祉計画」の中で明示された社協の『地域のつながりづくり』に対応すべく、地域福祉コーディネーターの体制が強化されました。具体的には、令和5年度に個別支援・地域支援、アウトリーチ活動を主たる目的とした2か所の地域拠点サテライト城東北部・南部を城東地区に開設し、地域福祉コーディネーターを増員（5圏域・17名配置）しました。

まず、城東地区に2か所の地域拠点サテライトを開設したことにより、地域の中に身近な相談窓口ができ、地域住民の方々からは安心して生活ができるようになったとの声が聞かれました。そして、複合的な要因が重なり合う困難ケースに対し、地域住民の方々や関係団体との連携を強化し、それぞれの役割を明確にして、アウトリーチ活動や具体的な支援に取り組みました。その結果、個別支援・地域支援の件数が前年度より1,400件以上増え、区内5圏域で年間を通じて9,343件の支援にあたりました。

また、地域住民の方々の孤独・孤立解消を目的とし、区内4圏域で開催している「社協カフェ『みんなの居場所』」は、年々その認知度が上がり、来場者数が増えています。また、4圏域での開催以外にも「サテライト城北・城南カフェ」の開催や、高齢化や住宅の建て替え等による理由で失ってしまったコミュニティを再生することを目的とした「出張社協カフェ」等を頻繁に開催し、コミュニティの活性化や再生、居場所の創出に取り組みました。その結果、参加者は前年度の998名から大幅増の2,209名となり、改めて居場所づくりの重要性を実感しました。

長かったコロナ禍が開け、地域住民の方々の生活は従来の生活に戻りつつあります。しかし、コロナ禍中は、孤独・孤立の状態にならざるを得なかった高齢者の方、障害者の方、ひとり親家庭の方等の中には、従来の生活には戻れない方も多く、令和6年度は生活困窮についての相談が各圏域で多く寄せられました。ただ、その多くは本人からではなく、近隣住民や関係機関からによるものでした。地域福祉コーディネーターは『声なき声』をどのように拾い、支援に向き合っていくのかを念頭に置きながら、令和6年度に施行した「第5次地域福祉活動計画」にあるように、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、これからも地域の方々や関係団体等と連携し、地域福祉推進のための地域づくりを進めて参ります。

江東区社会福祉協議会 地域福祉推進課
地域福祉コーディネーター

1. 社協の地域福祉コーディネーターについて

■地域福祉コーディネーターの役割

地域社会の人間関係が希薄化する中で、社会的孤立の問題は更に潜在化し、公助や互助が必要でありながら、支援に結びつかない案件が増えています。こうした問題を発見し解決していくには、人と人、地域と人とのつながりが不可欠です。このような地域におけるつながりづくりを地域の方や関係機関と協力して実践し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指すことが地域福祉コーディネーターの役割です。

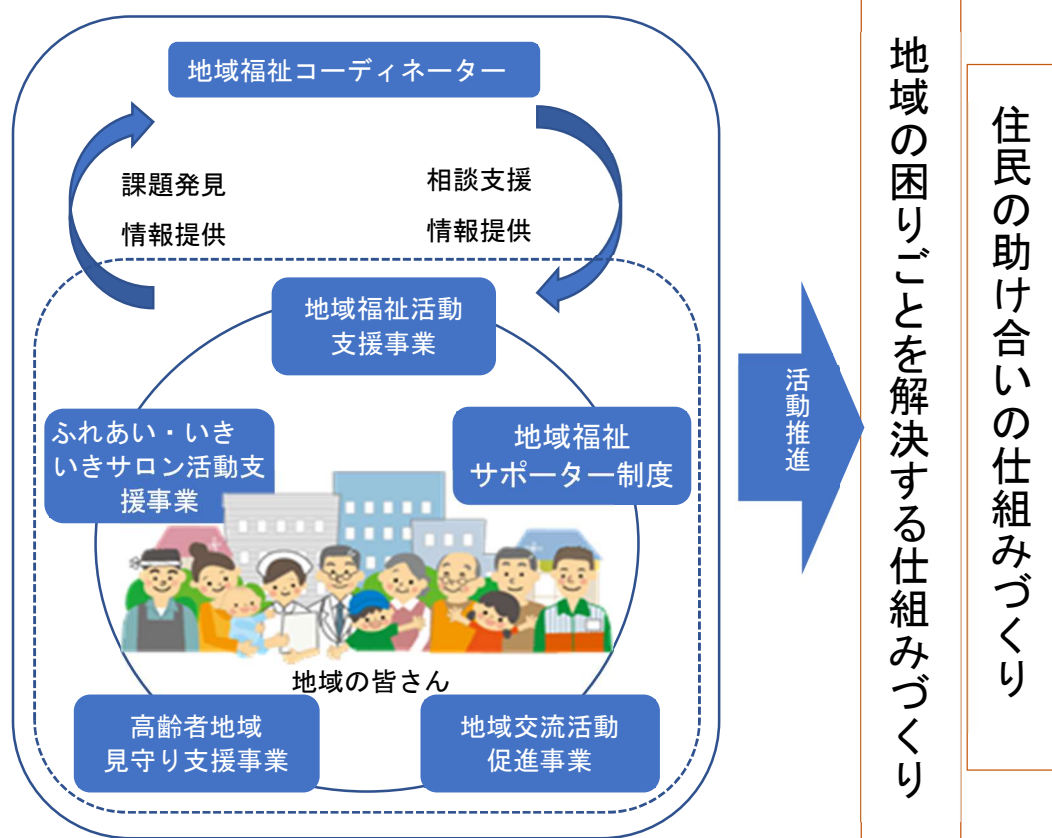
■地域福祉コーディネーターの取り組み

地域福祉コーディネーターは、これまで社協が培ってきた地域とのつながりや「高齢者地域見守り支援事業」、「ふれあい・いきいきサロン事業」（次頁参照）等の既存事業を活用して地域課題を抽出し、課題解決に向け地域の方々や行政・関係機関と協力しながら支援に取り組んでいます。

■サテライト城東北部・城東南部（地域拠点）

地域におけるアウトリーチ活動の拠点として活用するとともに、車いすの貸出、愛の杖の配布、独自の「社協カフェ『みんなの居場所』」の開催などの機能を持たせ、身近な相談窓口となる地域福祉コーディネーターを配置しました。

地域福祉コーディネーターの活動イメージ



■地域福祉コーディネーターが実施する主な事業

○高齢者地域見守り支援事業

高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを目的とした江東区の事業です。社会福祉協議会では平成 23 年度から本事業を受託し、地域の方が主体となって取り組む見守り活動や支え合いの体制づくりを支援しています。町会・自治会・老人クラブ等見守り活動に取り組む地域である「サポート地域」に対し、セミナーの開催や先進地域の見学等のプログラムを通じ、地域の実情にあった活動の実践を支援しています。

○高齢者生活支援体制整備事業※₁（生活支援コーディネーター※₂）

介護保険制度における高齢者に対する生活支援体制整備のため、生活支援や介護予防サービスにつながる住民同士の支え合い活動の啓発や担い手の育成に取り組んでいます。地域福祉コーディネーターの取り組みと共通点が多いため、常勤職員 4 名が地域福祉コーディネーターと兼務しています。

○ふれあい・いきいきサロン

高齢の方、障害のある方、子育て中の親子、外国人の方等が孤立しないよう、地域の方々が自主的に運営していく仲間づくりの場の立ち上げから運営を支援しています。

○地域交流活動促進事業

地域福祉活動推進の拠点として、区内 4 か所の会場にて「社協カフェ『みんなの居場所』」（福祉総合相談、ボランティア相談、各種イベント、地域との連絡会等）を開催しています。

○地域福祉活動支援事業

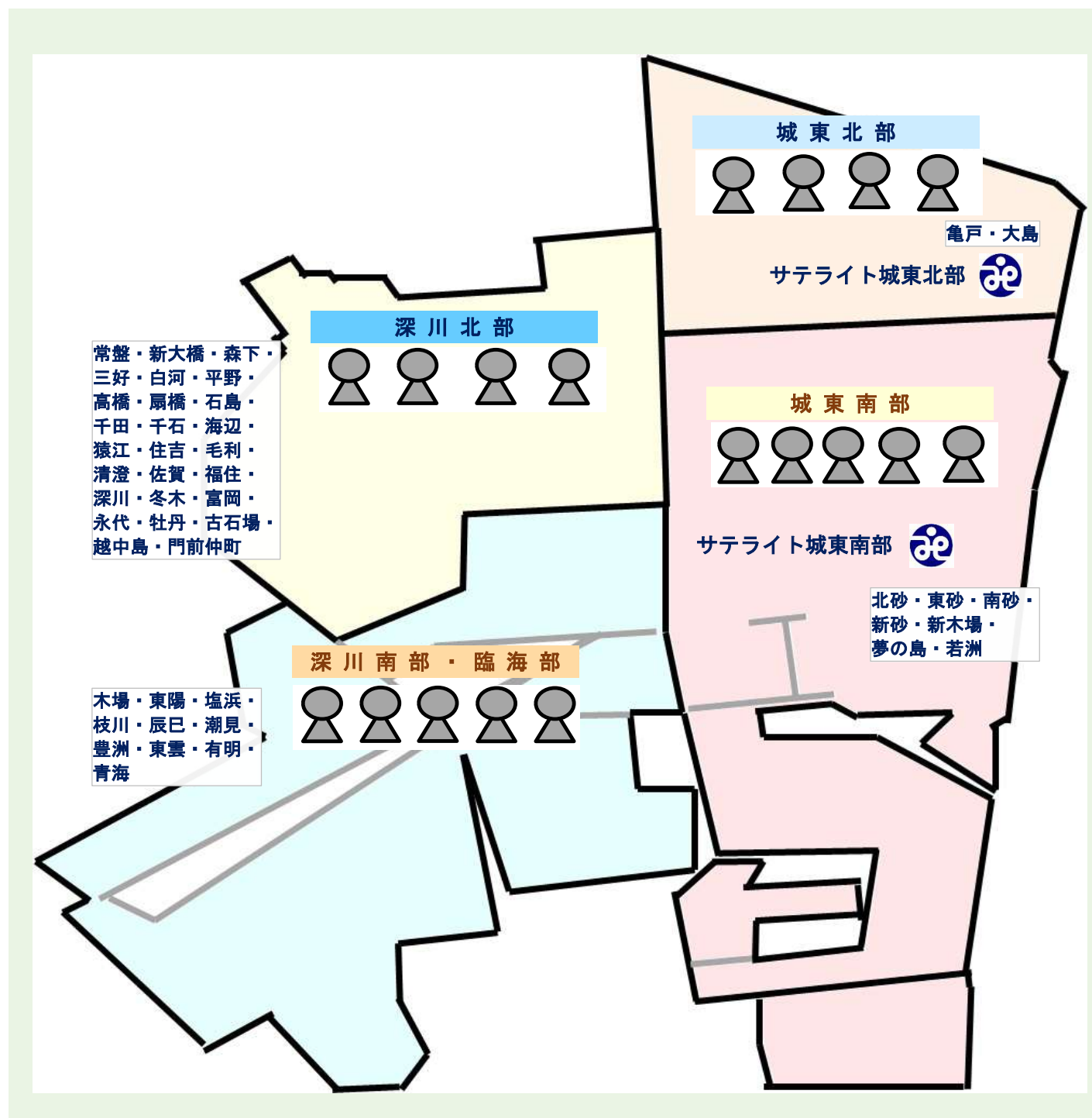
地域の方々が主体となつて行う地域福祉活動（多機能型地域福祉活動拠点等）の立上げや運営等を支援しています。

例：多世代交流の里 砂町よっちゃん家、コミュニティサロン「カフェ^{ゼロロク}06」、
たまりばどんぐり

○地域福祉サポーター※₃の養成

地域福祉コーディネーターと共に地域の困りごとや課題について考え、解決に向けた取り組みにご協力いただくボランティアを養成しています。

2. 地域福祉コーディネーターの配置状況



地域福祉コーディネーターは、区内の生活圏域を5圏域に分け、各地域に職員4～5名（常勤・嘱託）を配置しています。（令和7年度当初時点）

各圏域には、地域の方々が主体的に運営する見守りや居場所づくりの様々な活動があり、地域福祉コーディネーターは、各担当圏域の活動を支援しながら地域へのアプローチの入口として連携し、地域課題や困っている方の発見・支援に結びつけています。

3. 令和6年度 相談・支援実績

新規相談件数（ ）内前年実績

地 区	支 援		合 計
	個別支援	地域支援	
深川北部	53 (65)	45 (50)	98 (115)
深川南部	71 (83)	73 (68)	144 (151)
城東北部	58 (77)	40 (76)	98 (153)
城東南部	78 (64)	70 (60)	148 (124)
合 計	260 (289)	228 (254)	488 (543)

個別相談…地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する相談

地域相談…地域の方々が主体となる地域活動の立ち上げや運営に関する相談

相談に対しての支援活動件数（ ）内前年実績

地 区	支 援		合 計
	個別支援	地域支援	
深川北部	825 (739)	1,116 (837)	1,941 (1,576)
深川南部	832 (480)	1,694 (1,597)	2,526 (2,077)
城東北部	999 (713)	1,311 (1,451)	2,310 (2,164)
城東南部	1,488 (633)	1,078 (1,412)	2,566 (2,045)
合 計	4,144 (2,565)	5,199 (5,297)	9,343 (7,862)

■ 相談内容（個別相談）

地域福祉サポーター※3から

- ・退院してきたばかりで、家事・買い物ができずに困っている方がいる。

専門機関から

- ・年金はわずかな中、家賃が高く生活に困っている高齢女性の転居支援をしてくれないか。
- ・夫婦ともに精神疾患を患っており、物が多く家の中に物が散乱している。家の環境を整えるための支援に入ってくれないか。

民生・児童委員※4から

- ・家族からの暴言がある方で心配な方がいる。話を聞いてもらえないか。
- ・歩行が困難で買い物ができない方を地域でサポートしているが、手一杯になってきている。

本人から

- ・ 最近体調が優れず、家族もいない。財産や葬式について心配がある。
- ・ 引っ越してきて、知り合いが近くにいない。何か参加できるものはないか。

■ 相談内容（地域相談）

町会の方から

- ・ 体操や運動について教えている方を紹介してもらえないか。
- ・ 集会所の活用方法について社協と一緒に考えてもらえないか。

地域住民の方から

- ・ 皆が気軽に集える活動をしていきたい。社協に協力してもらえないだろうか。
- ・ 近隣の保育園と繋がりがある。社協のカフェで参加者の方と触れ合ってもらえるのはどうだろうか。

関係機関から

- ・ 小学生を対象とした福祉講座をお願いできないか。
- ・ 高齢者が多い住宅で「涼み処」を開催したい。皆さんが来てもらえるような催しものも行いたいと思っているが、共催できないか。
- ・ 終活セミナーで地域とのつながりの大切さや社協について講演をしてくれないか。

社協カフェ「みんなの居場所」、地域でのイベントの様子



相談経路

個別相談 ()内前年新規個別実績

	本人 家族	民生 児童 委員	行政 関係 機関	町会 自治会	近隣 住民	ボラン ティア	NPO 任意 団体	その他	合計
深川北部	28 (23)	1 (2)	9 (12)	0 (1)	6 (13)	7 (8)	2 (5)	0 (1)	53 (65)
深川南部	34 (35)	3 (9)	19 (18)	3 (4)	4 (4)	5 (11)	3 (2)	0 (0)	71 (83)
城東北部	24 (41)	4 (1)	10 (11)	3 (0)	13 (22)	3 (2)	1 (0)	0 (0)	58 (77)
城東南部	40 (26)	6 (2)	21 (21)	1 (3)	5 (6)	2 (3)	3 (2)	0 (1)	78 (64)
合 計	126 (125)	14 (14)	59 (62)	7 (8)	28 (45)	17 (24)	9 (9)	0 (2)	260 (289)

地域相談 ()内前年新規地域実績

	本人 家族	民生 児童 委員	行政 関係 機関	町会 自治会	近隣 住民	ボラン ティア	NPO 任意 団体	その他	合計
深川北部	3 (1)	1 (1)	8 (15)	8 (4)	2 (1)	7 (6)	15 (21)	1 (1)	45 (50)
深川南部	6 (1)	1 (1)	30 (35)	9 (13)	2 (1)	2 (5)	23 (12)	0 (0)	73 (68)
城東北部	3 (0)	3 (4)	13 (31)	10 (13)	3 (7)	3 (2)	5 (18)	0 (1)	40 (76)
城東南部	2 (5)	1 (1)	24 (22)	22 (10)	6 (8)	3 (1)	11 (11)	1 (2)	70 (60)
合 計	14 (7)	6 (7)	75 (103)	49 (40)	13 (17)	15 (14)	54 (62)	2 (4)	228 (254)

4. 令和6年度 地域福祉コーディネーター行動記録

全統計（ ）内前年実績

	個別支援（直接）			個別支援（間接）			地域支援				合 計
	関係形成	個別支援	連絡調整	関係形成	支援	連絡調整	関係形成	ネットワーク化	運営・活動支援	連絡調整	
深川北部	76 (28)	420 (368)	168 (12)	53 (43)	27 (238)	81 (50)	264 (179)	45 (37)	262 (390)	545 (231)	1,941 (1,576)
深川南部	49 (26)	200 (172)	131 (27)	41 (18)	143 (150)	268 (87)	121 (120)	95 (106)	469 (533)	1,009 (838)	2,526 (2,077)
城東北部	12 (31)	418 (330)	108 (80)	5 (6)	256 (161)	200 (105)	132 (179)	45 (42)	191 (258)	943 (972)	2,310 (2,164)
城東南部	32 (22)	626 (200)	86 (15)	23 (23)	618 (297)	103 (77)	274 (277)	73 (134)	435 (436)	296 (564)	2,566 (2,045)
合 計	169 (107)	1,664 (1,070)	493 (134)	122 (90)	1,044 (846)	652 (319)	791 (755)	258 (319)	1,357 (1,617)	2,793 (2,605)	9,343 (7,862)

行動内容分類

(1) 個別支援（直接）	地域福祉コーディネーターが当事者に直接関わること
1 関係形成	当事者との関係づくりのための行動
2 個別支援	直接支援のための行動
3 連絡調整	当事者本人との諸連絡・情報提供・情報収集・調整（訪問日・相談日の確認）等
(2) 個別支援（間接）	地域福祉コーディネーターが当事者のために地域・関係団体と相談・調整すること
1 関係形成	地域・関係団体との関係づくりのための訪問・会議への出席、イベント参加
2 支援	間接支援のための行動
3 連絡調整	関係者との諸連絡・情報提供・情報収集・調整、書類渡し、会議調整等
(3) 地域支援	サロン・居場所づくり、町会・自治会支援、（外部との）企画打合せ・調整すること
1 関係形成	住民・団体・グループの関係づくりのための訪問
2 ネットワーク化	地域団体・グループの立ち上げ支援、活動の立ち上げ支援及びネットワークの形成
3 運営支援	地域団体・グループ立ち上げ後の運営支援、見学、調査等
4 連絡調整	住民・団体・グループとの連絡や調整、地域福祉サポーター※3との連絡調整

5. 令和6年度 地域福祉コーディネーター活動事例集

目次

【個別支援】

1. 事情により飼育が困難になったペットの譲渡支援・・・・・・・・・・11
2. 知的障害の可能性のある方への東京都療育手帳取得、住宅確保、就労支援・・・・・・・・13
3. 高齢者の住まいの確保支援・・・・・・・・・・15
4. “支援の狭間世代” への支援・・・・・・・・・・17
5. 母親が急逝したアルコール依存症、引きこもり男性の生活支援・・・・・・・・19
6. 分譲マンションのローンを抱え、生活の維持が困難な親子三世代世帯への支援・・・・21
7. 単身で日本に逃れて来た難民申請中の青年に対する支援・・・・・・・・23

【地域支援】

8. 建て替えでつながりが希薄になった団地での集いの機会の提供・・・・・・・・25
9. 地域福祉サポーター^{※3}との協働・・・・・・・・・・27
10. 大規模団地での新しい活動のきっかけづくり・・・・・・・・・・29
11. 区内社会福祉法人との連携～更生施設「塩崎荘」～・・・・・・・・31
12. 区内就労移行支援事業所との連携～就労移行支援事業所 かがやく学び舎～・・・・33
13. 生活支援体制整備事業第2層協議体の立ち上げ・・・・・・・・・・35
- 語句解説・・・・・・・・・・37

事例 1

個別 支援

事情により飼育が困難になった ペットの譲渡支援

相談内容

- 相談者 権利擁護センター「あんしん江東」（以下、あんしん江東）※5
- 相談内容 ペット（犬）を飼っているあんしん江東の利用者A氏（独居）が、身体的、経済的状況から飼育困難になった。ペットの保護委託先探しを支援してもらえないか。

支援の流れ

□ あんしん江東より紹介を受ける

A氏の自宅により近いサテライトの地域福祉コーディネーターに「健康状態に課題があり、近隣とのトラブルを起こしやすいA氏の支援に携わってほしい」とA氏を紹介された。

□ A氏の体調不良により、ペットの飼育継続が困難となる

その後A氏は骨折やその他の疾患を抱え、入退院を繰り返し歩行困難となる。A氏は常々、「犬は自分にとって家族である」と言い、大切な存在として考えているようだったが、A氏を支援する医療介護関係者等も案じるほど、散歩や排泄物の処理等が困難となり、飼育の継続が難しくなる。

□ A氏の気持ちに寄り添う

関係者の中から、犬を引き取って飼育してもよいという方が現れ、一度は本人同意の上で犬を譲渡したものの、A氏は譲渡に納得しきれず気持ちが揺れ動きトラブルとなり、犬はA氏の元に戻されることとなった。

A氏は犬との生活を再開したが、犬を飼い続けたい気持ちと、譲渡が必要だという気持ちで揺れ動く状態がしばらく続いた。

A氏には多くの関係機関が関わっているものの、ペットの保護を担える機関は見つからず、いわゆる制度の狭間に該当するという特殊なケースという解釈のうえで地域福祉コーディネーターが関わることとなり、気持ちに寄り添いながら、A氏が犬を手放す決心が固まる機会を待った。

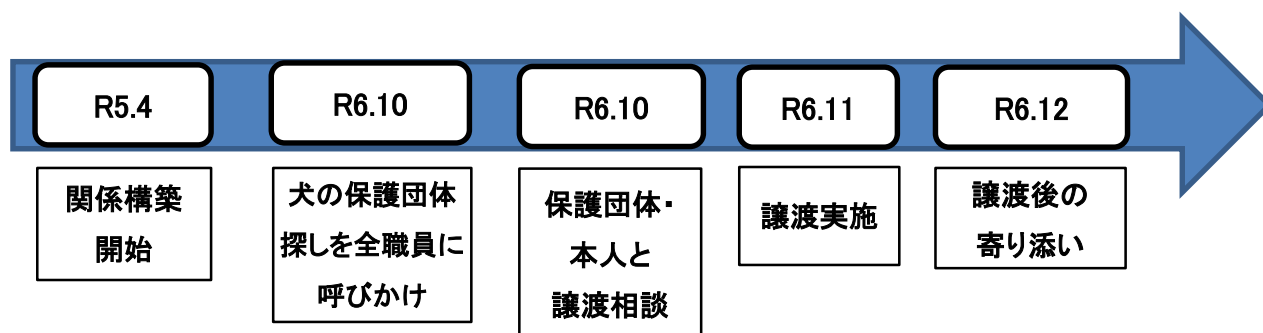
□ 犬の譲渡先探しを支援する

A氏の気持ちが犬の譲渡に傾いてきたタイミングで、地域福祉コーディネーターは譲渡方法を探るために社協職員全員に声をかけ、犬の保護団体で活動している方とつながり、保護を求め交渉をした。

A氏に寄り添いながら保護団体との間を取り持ち、手続きを代行、譲渡を実行した。

□ その後のA氏の暮らしに寄り添う

A氏には継続的に関係機関が関わっているが、地域福祉コーディネーターは可愛がっていた犬を手放したA氏の気持ちに寄り添い、A氏が譲渡を肯定的に受け入れられるよう支援を行った。



成 果

★ A氏自身が納得のうえ犬を手放し新しい生活を始められた

A氏の気持ちに寄り添い、その都度希望を聞きながら犬の譲渡を進めたため、譲渡後に気持ちが揺れることなくA氏も納得のうえ新しい生活を始めることができた。また保護団体に預けた犬が無事に一般家庭に譲渡され、その様子をSNS上で確認でき、A氏は安心することができた。

今後の方向性

今回、地域福祉コーディネーターはA氏のみならず、ペット（犬）も含めた支援を行った。本来、地域福祉コーディネーターは人への支援を行うものだが、今回は支援を担える関係者が見当たらず、制度の狭間と捉えた地域福祉コーディネーターが支援を実施することとなった。あくまで支援が必要な方が、たまたまペットを飼っていたという例外的な取り組みとして受け止めている（ペット単独の譲渡願いであれば支援には至らなかったであろう）。しかし、今回のような高齢者のペット問題は社会的な傾向として今後も発生し得るものと考えられる。都度、状況に応じた対応を本人および関係者が行っていく。

事例 2

個別 支援

知的障害の可能性がある方への 東京都療育手帳取得、住宅確保、就労支援

相談内容

- 相談者 本人
- 相談内容 高齢の父親と2人暮らしだが、将来独居となった場合、現在の住まいに住み続けられなくなるのではないかと不安がある。金銭管理も含めて支援をしてほしい。

支援の流れ

- 本人より、将来的な住宅喪失の不安について相談が入る

父親が脳梗塞で入院中に都営住宅への転居が決まったため、かつて転居の支援をした地域福祉コーディネーターへ「将来独居になった場合、現在の住まいである都営住宅に住めなくなるのではないかと再度相談が入る。

- 都営住宅に承継の条件を確認

都営住宅に問い合わせを行い、世帯主の父親が亡くなった場合、本人は承継の条件に該当しないが、障害者手帳を取得できれば承継の条件を満たすことを確認する。

- 本人の東京都療育手帳取得を支援

今回の支援で関わるなか、本人に療育手帳取得の必要性を感じていたこともあり、東京都心身障害者福祉センター※6等から情報収集を行う。結果、成人であっても手帳取得の可能性があることを確認。本人および父親に療育手帳について丁寧に説明し、本人の意思にもとづき、手帳取得に向けた手続きを支援し、療育手帳の交付を受けるに至った。

- 本人親子の生活保護申請を支援

転居に伴い本人親子の経済状況を確認したところ、困窮状態になり得ることが判明。父親のケアマネージャー、長寿サポートセンター※7と連携し、本人親子に生活保護制度を紹介。本人の意思を確認のうえ江東区保護課への事前相談を経て、生活保護受給を開始した。

□ 父親逝去に伴う本人の諸手続きを支援

本人が療育手帳を取得し、生活保護を受給して間もなく父親が逝去したため、独居となった。本人の都営住宅承継、生活保護受給等の手続きを支援し、独居ができる体制を整えた。

また、住宅内の民生・児童委員協力員※⁸ 及び自治会関係者とのつながりをつくり、本人が住居のことで困った時等には頼れる関係が出来上がった。住民が地域の中で緩やかに本人を見守り、支援し、何かあれば地域福祉コーディネーターに連絡が入る体制を整えた。

□ 本人の就労を支援

独居となった本人と今後の生活を相談する中で、就労の意向が強いことを確認。江東区障害者支援課愛の手帳支援係に相談し、福祉的就労※⁹を開始した。また、自立生活援助※¹⁰の活用により、金銭管理を含む支援が可能な専門事業者が新たに本人と関わることになり、生活全般の自立促進が行われるようになる。



成 果

★ 多機関連携により本人親子全体に関わり、本人らしい生活を支援することができた

本人の療育手帳取得、生活保護の受給と様々な局面で多機関が連携を図り、役割を果たしたことで、父親の逝去後も本人が都営住宅に住み続けられることとなり、生活保護を受給しながら福祉的就労を開始することができた。これにより地域で孤立することなく、就労を含む生活全般で一定の支援を受けながら、地域の中で本人らしく暮らし続ける見通しが立てられた。

今後の方向性

本人の生活が安定していることから支援は終了とし、新たな課題が見つかった場合には改めて関係機関等と連携を図りながら本人に寄り添っていく。

高齢者の住まいの確保支援

相談内容

- 相談者 江東区生活支援部
- 相談内容 状況の変化で家賃負担が重くなったため引っ越したいが、高齢のため自身では進められずにいる高齢世帯が複数ある。江東区保護課・長寿サポートセンター※7も介入できないため、生活環境改善に向けて地域福祉コーディネーターに伴走支援してもらえないか。

支援の流れ

□ 江東区生活支援部より2つのケースについて相談を受ける

ケース①：高齢女性B氏

保健相談所の保健師に「働いていた時から暮らす現住居の家賃負担が経済的に苦しくなった」と本人から相談が入り、保健師が保護課につなぐ。

ケース②：高齢女性C氏

「夫・子・妹と賃貸物件に同居していたが、夫が逝去し子と妹は近隣に転居を決めた。今の家に一人で暮らすには家賃の負担が重く生活ができない」と保護課に相談が入る。

保護課では物件を探す支援や引越し支援ができないため、地域福祉コーディネーターに連絡が入る。

□ 地域福祉コーディネーターが本人とコンタクトを取り、自宅を訪問し状況を確認する

ケース①：保護課から相談があった時点で、転居先も現住居の退去期限も決定済みで日数に余裕がないことが分かる。精神的な持病もあり、膨大な荷物を前に「持って行く荷物と廃棄する荷物の仕分けが一人では出来ない。不安でたまらない」との申し出がある。

ケース②：光熱費の契約名義の変更等、行うべき諸手続きが膨大で混乱していたため、地域福祉コーディネーターが必要な手続きを可視化。気持ちに寄り添いながら1つ1つ一緒に整理していくことを案内。

両ケースとも住宅確保要配慮者居住支援法人（以下、居住支援法人）※11と連携して支援することを案内。

□ 居住支援法人と連携し、引越し作業支援を行う

ケース①：荷物の取捨選択、粗大ごみ受付センターとのやり取り、居住支援法人との調整、活用できそうな物品は就労継続支援（Ｂ型）※12のリサイクルショップへつなぐ等の支援をし、無事に転居を完了した。

ケース②：必要な家財や家電の購入支援を行いつつ、大量にあった不用品の仕分けをする。今後は生活保護を受給し軽費老人ホームへ入居することを希望されたため、保護課と連携しながら入居可能な軽費老人ホームの検索・手続きを支援。数日かけて引越し作業を行い、軽費老人ホームへ入居することができた。

□ 転居後の支援

ケース①：転居前・後の居住地は地域福祉コーディネーターの担当地域をまたぐ地域であったため支援経過等を共有して連携し、Ｂ氏と顔合わせを行う。引き続き寄り添い、支援を行っていくことを確認。

ケース②：軽費老人ホームへ入居後、生活保護申請に同行し受給可能となる。また長寿サポートセンターとも連携し、ケアマネジャーと契約。住居と生活サービスを得て、生活の安定が得られたため、支援終了となる。

成 果

★ 制度の狭間にある方を多機関につなげ、安心して生活する環境を整えることができた

Ｂ氏に寄り添い、丁寧に話を聴き、専門機関の役割を可視化し全体調整を行ったことで、居住支援法人による引越し作業の支援、長寿サポートセンターによる介護保険の諸手続き、行政機関による住所変更に伴う手続きの指南等、Ｂ氏の困りごとを一緒に解決することができた。

経済的・身体的に安心した生活を手にすることができたＢ氏から「無事に引越しが出来てほっとした。本当にありがとう」とのお声をいただいた。

今後の方向性

今後も生活困窮状態にある高齢者から、家賃が安い物件へ転居したいとの支援依頼が入ることが想定される。個別の相談に対しては多機関との連携強化を図り、転居後も孤立防止のため地域資源（ふれあい・いきいきサロン、社協カフェ「みんなの居場所」等）へつなげられるように図るが、地域福祉コーディネーターだけでは解決できない高齢者の諸課題に対し、「まちづくり話し合いひろば※13」の場も活用しながら地域住民と共に考え、制度化・サービス構築・ネットワーク化等に向けて動いていく。

事例 4

個別 支援

“支援の狭間世代”への支援

相談内容

- 相談者 長寿サポートセンター※7
- 相談内容 地域住民や知人から「何らかの障害・疾患が疑われる人がいる」との相談が寄せられたが、長寿サポートセンターでの支援対象にならない 65 歳未満の方であった。地域福祉コーディネーターによる支援ができないか。

支援の流れ

□ 長寿サポートセンターから 2 つのケースについて相談を受ける

ケース①：高次脳機能障害※14 が疑われる 50 代の D 氏

「D 氏と特に接点のない近隣住民が、道路にたたずむ D 氏を心配され、長寿サポートセンターへ連れてきてくれた。同じ話を繰り返されるため、何らかの脳機能障害が疑われるが、お若いため当機関では支援が難しい」

ケース②：何らかの障害が疑われる 60 代前半の E 氏

「東京都外に暮らす方から『知人の D 氏が外で転倒し、流血もあったため見かけた方が救急車を呼び、搬送された病院で入院を勧められるも、入院費が払えないからと自宅へ帰ってしまったらしい。買い物にも行けない状況と思われるので支援してほしい』と電話があったが、お若いため当機関では支援が難しい」

□ 本人と電話でコンタクトを取り、自宅を訪問

ケース①：高齢の親と D 氏の 2 人世帯と判明するも親はほぼ帰宅せず介護・世話を放棄。公共交通機関を使っても、一人では通院も買い物も難しいと思われたことから、地域福祉コーディネーターが既往症の主治医への通院に同行。家庭の状況もあり入院することとなり、検査の結果、若年性認知症との診断がついた。

ケース②：知人から連絡を受け本人へ架電するも「特に困っていないので訪問不要」と支援を拒否。電話での受け答えの様子から改めて心配になった知人からの再入電を受け、地域福祉コーディネーターが保健相談所の保健師と訪問すると、部屋と玄関の行き来が難しいほど手足に力が入らず、栄養障害及び記憶障害が疑われる状況と判明。事後に知人から「アルコールの問題と思われる」と伺い、医療機関へ通院同行することとなる。

□ 入院・通院後の支援

ケース①：若年性認知症との診断がついたことから改めて長寿サポートセンター※7へ支援を依頼。親からネグレクト※15を受けている状態にある現在の暮らしには「戻りたくない」との意思も確認できたため、長寿サポートセンターと江東区福祉部地域ケア推進課権利擁護係との連携により、やむを得ない措置として施設入所に至り、支援終結となる。

ケース②：脱力し動けなくなった時のため、また医師とのやり取りの支援のため、E氏負担でのタクシーでの通院に複数回同行。当初の血液検査と脳の検査結果から、栄養不足とアルコールの影響と思われる記憶障害の可能性を指摘されていたが、F氏の生活改善により栄養状況が短期間で改善。身体機能が回復し、一人で通院できるようになったことから支援終結となる。

成 果

- ★ 年齢によらない支援を提供する中で関係性を築き、本人の力を引き出すことができた
- ネグレクトの状況にある中、D氏一人では相談も家を出るという行動も難しかった。E氏も単身生活をする中で、一人ではアルコール摂取の機会を断ちにくいと思われた。そのような中、地域福祉コーディネーターは適宜架電や訪問を重ね、関係性の構築及び協力し合う多機関との情報共有に努めた。
- その結果、現状を脱するための本人の意思表示や改善行動につなげることができ、安心できる環境での暮らしと健康を取り戻していただくことができた。

今後の方向性

法律・制度に則った福祉サービスの提供においては、限られた資源の中で必要な人に適切なサービスを届ける必要があり、年齢要件の設定はやむを得ない。その一方、地域福祉の推進を使命とする社会福祉協議会においては、誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、困りごとを抱えているすべての人へ柔軟な対応を行っていくことが基本である。

地域福祉コーディネーターは、引き続き制度に縛られない支援を提供するセーフティネットとしての役割を果たしていく。

事例 5

個別 支援

母親が急逝したアルコール依存症、 引きこもり男性の生活支援

相談内容

- 相談者 民生・児童委員※4
- 相談内容 母親が急性白血病で急逝したため、引きこもりでアルコール依存症の息子が残された状態となり、今後の生活が心配

支援の流れ

□ 地域福祉コーディネーターが訪問して状況を確認

本人は無収入。母親の年金で暮らしていたため、母親の急逝で当面の生活費に困っている。相続の手続きはされておらず、国民年金や健康保険の保険料は滞納、固定資産税も未払い。1 階は倉庫として貸しており家賃収入があるが、家賃が入金されている通帳が見つからず、現金は底をついた現状である。高卒後から引きこもり、人との関わりを持たない期間も長く、母親逝去後のパニックも加わり現実逃避し、援助の受け入れもできない。資金面だけでなく、精神面・栄養面など幅広くフォローする必要がある。

□ 保健師と同行訪問し、役割分担して支援内容を整理する

生前の母親が息子を心配しアルコール依存症を公的機関に相談していたが、適切な医療介入に至っていなかったため、担当の保健師と同行訪問をする。経済困窮・相続問題・健康問題が揃っており、社会的に孤立しないよう、生活費の確保をすることが喫緊の課題との認識を共有。精神面・健康面は保健所の保健師、郵便物を含めた生活面は地域福祉コーディネーターが支援し、相続関係は弁護士に相談する方向で整理し、本人にも説明を行ったが、こだわりが多く支援には懐疑的であった。

□ 生活費確保に向け支援

生活保護も視野に入れ所管課へ相談してみたが、家賃収入があるため保護は受けられず、本人も「働きたくないし指示されたくない」と拒否。急を要する支払いを把握するため、放置された郵便物の整理を手伝い、賃貸借契約書類を見つける。仲介の不動産屋を通して賃料を本人口座に変更することで、本人の収入に切替え、生活費を確保することができた。また還付金の手続きに同行し、経済的問題を少しずつ減らしていく。

□ 酒量が増え体調が悪化、健康問題に介入する

飲酒の影響からか、訪問時つじつまが合わない会話が増え、言葉が不明瞭な場面も多くなった。脚のむくみは悪化してゴムのようになり、赤黒く変色していたため、治療を優先し通院を勧めるが断固拒否。こまめに訪問を行い、医療導入のタイミングを図ることにし、階段昇降に支障が出はじめた時に、往診を提案。その後、「服薬代が高いのに薬が効かない」と不満が出たタイミングで、通院の方が金額は安いと伝え、ようやく通院につながった。

□ 本人の意向と今後の方向性について確認する

「一人で、静かに自宅で暮らしたい。支援者にも誰にも家に来てほしくない」と言うのが本人の意向のため、必要なことを一緒に整理した。

本人が自宅での生活をするためには家の相続手続き、健康管理、金銭管理が必須である。そのために支援を行っていることを本人と確認した。本人は地域福祉コーディネーターがいれば他の支援者は必要ないと考えていたが、相続手続きや医療問題については専門性が高く、こちらでは対応できないことを伝えた。

□ 定期的に訪問をするなか連絡が取れなくなる

保健師に連絡し、同行訪問する。電気がついていないが連絡がつかず、早めに安否確認をしたほうが良いと判断し警察に依頼。残念ながら死亡が確認され、支援終結となる。

成 果

- ★ 支援拒否があったが、関係機関で連携して訪問を重ね、支援を継続することができた
もともとのアルコール問題に加え、経済困窮と孤独により栄養失調となり、健康状態が悪化。地域福祉コーディネーターが本人と関係機関を仲介しネットワークの調整役として機能することで通院までつなげることができた。
- ★ 本人が希望する生活を実現するための選択肢を増やし、生活状態の改善ができた
生活保護や権利擁護センター^{※5}のサービスを選択肢として並べながら、課題を整理することで、本人が納得して前に進むことができた。関係機関や各種サービスの機能を強化・補完することで、社会的な孤立を防ぎながら、アセスメントを繰り返し、生活状態の改善をはかることができた。

今後の方向性

経済困窮・相続問題・健康問題が複合的な要因として絡み合う 8050 問題^{※16}は、引きこもり者の高齢化もあり、社会的な孤立・孤独に慣れ、こだわりを持ったおひとり様として介入が非常に難しい。急に危機的状況に陥ることが多いため、継続的かつこまめに関わる必要があり、公的機関への早期相談と早期対応が重要となる。地域住民との見守り支援体制を強化することで土台作りを目指していく。

事例 6

個別 支援

分譲マンションのローンを抱え、生活の維持が 困難な親子三世代世帯への支援

相談内容

- 相談者 本人
- 相談内容 夫に先立たれ、娘と孫の3人暮らし。夫と共有名義のマンションを所有。今までやりくりしてきたが、預貯金が底をつき今月の生活費がない。見通しが立たず追い詰められている。

支援の流れ

□ 本人来所し相談を受ける

「5年前に夫を亡くし、名義変更や手続きができないまま預貯金や生命保険の借り入れ、年金とアルバイト収入でローンや修繕積立金を支払ってきたが預貯金が尽きた。糖尿病でインスリン注射が必要なため月1回通院している。現在は週2回アルバイトをしているが、働き口が見つからない。娘は働いているが収入は不明で、生活費の分担を話し合おうとすると喧嘩になる。今月は生活費が足りずコンビニATMで借金もした。老犬の介護もあり引越は難しい。収入より固定費が多く、マンション売却も検討中だが、まずは当面の生活をどう維持していけば良いか」と相談を受ける。

社会福祉協議会の貸付担当にもつなぎ、生活福祉資金貸付制度^{※17}について説明する。生活保護の相談や貸付制度の利用は世帯単位で申請するため娘の収入状況をはっきりさせる必要があり、娘と一緒に相談すること、娘と話し合うことを提案した。食糧支援も可能と伝える。

本人は働いてマンションを所有する意志が強く、希望通り収入が上がってもマンションの維持ができるかどうか相談するため、江東区自立支援担当窓口につないだところ、その日のうちに相談窓口に出向くことになり、地域福祉コーディネーターが同行した。

□ 江東区保護課自立支援担当 相談支援員からの提案

- ①就労支援窓口につなぐ：仕事内容にこだわりがなければ年齢は問題ない。ハローワークの窓口はネットで探すより間口が広いので利用してはどうか。
- ②家計の見直し：就労して収入が上がっても、収支のバランスがとれないときはマンションを手放すことも考えなければならない。収支を可視化して家計を見直し今後について検討するきっかけにしてはどうか。

本人も継続相談を希望したため次回の日程を調整した。

□ 区就労相談、家計相談へ2回同行

就労相談では、孫の面倒を見ながら、週4～5日働きたいという希望条件に見合うものがなかった。

話し合いを行った結果、娘からは月の大まかな収入を教えてもらい、娘が電気代の支払いをすることで合意が得られた。

家計相談では、収入と支出のバランスを「見たくない」との本音が聞かれたが、「できるところまでやってみる」との意向を引き出すことができた。社協貸付担当からひとり親向けの貸付の案内を行ったが、その後本人より、現在働いている飲食店で週4～5回仕事を増やすことができることになり、緊急的な状況は脱したとの連絡が入る。

成 果

★ 本人の力で週4～5回の就労を始めることができた。

早急に課題解決に向けた家計見直しの必要性を説明し、本人の意向を尊重しながらも伝えるべきことを伝え、迅速に区の窓口につないだ。区の担当者へ相談し、情報収集や課題を共有したことで娘と話し合うきっかけになり、銀行にも自ら相談することができた。その後も就労相談に立ち会い関係を築いていくなかで、本人が今まで一人で抱えてきたことを他者に相談し、言語化していくことができた。娘や孫、老犬と暮らし続けたい思いから、本人が自ら現職場と働き方を相談し、生活圏を変えることなく就労が可能になった。

今後の方向性

持病を抱えて就労を継続できるかどうか不安は残る。ローンの返済をしながら生活維持をしていく不安定な状況は続くと思われ、生活状況の変化に伴い対応できるように区の家計相談支援員と今後も連携を図っていく。また、三世帯同居はライフスタイルや価値観の違いから世代間のズレやギャップが生じる場合があるため、今後の生活のあり方を家族で話し合い納得して決定していけるように見守り寄り添っていく。

事例 7

個別 支援

単身で日本に逃れて来た難民申請中の 青年に対する支援

相談内容

- 相談者 福祉事務所（まなび支援員）※18
- 相談内容 内戦の続くアフリカ出身で、難民として単身で日本に来た 17 歳の F 氏の日常生活における困りごとを支援してあげてほしい

支援の流れ

□ まなび支援員と一緒にサテライトに来所

家族を失い、数年前に単身で来日した F 氏は、難民支援協会（J A R）が借り上げた住宅に居住し夜間中学の 3 年生に在籍中。母語はフランス語で、英語が話せず、日本語も基礎レベル。他者との関わりが薄いことを心配したまなび支援員が、地域福祉コーディネーターにつなぐために F 氏と来所。

□ 018 サポートの申請支援

初来所時には辛い経験や言葉の問題のためか故国のことも自分のことも多くを語らなかった F 氏であったが、学校生活のこと等を中心に地域福祉コーディネーターが頻回にメールでやりとりし、徐々に信頼関係ができていく。そのようななか、18 歳までの子どもを対象に月 5,000 円が支給される東京都の「018 サポート」の申請案内が本人に届く。申請条件を見ると、18 歳未満は本人から申請ができないなど、保護者がいない F 氏に合わない条件が並んでいたため、都福祉局に申請案内に載っていない手続きを確認。並行して本人口座の開設もできたため、必要証明書類を揃えて申請し、住民となった日に遡って支給を受けられることになる。

□ 高校受験を前に、無料学習会を提供する NPO につなぐ

F 氏は昼夜間の三部制を持つ都立定時高校への進学を希望していたが中学校通学時以外は勉強を見てくれる人がおらず受験勉強がはかどらなかった。少しでも学習指導を受ける機会を作れるよう、区内で無料学習会を開催している NPO に F 氏の受け入れを打診。最寄りの教室を訪ね、面接を受け、その日から通うことが認められ、推薦入試に向けた面接指導も受けられるようになる。

□ 周りとの関わりの中で本人から話すことが多くなる

学校以外でも人と交流する機会が増えたF氏は、自分から話すことが多くなり、中学校ではスピーチコンテストに挑戦。「世界から戦争をなくしたい」というテーマでスピーチを行うまでになる。

□ 志望校に合格

推薦入試は倍率が高かったため不合格だったが、学校やNPOによる無料学習会での親身な指導とF氏の努力により、見事に一般入試で志望校の第一部に合格した。

成 果

難民の青年を行政・地域・NPOと共に支援し、本人の将来につなぐことができた
身寄りがない中で生活や学びを続けるためには、行政だけでなく周りの様々な団体の支援が必要である。まなび支援員と地域福祉コーディネーターが、それらへ適宜つなげたことでF氏の少しでも明るい将来に向けた支援ができた。

今後の方向性

まだ日本語のレベルが十分ではないため、支援が必要になる場面が出てくる可能性がある。自立を目指しながらも、「近所の気軽な相談先」として今後も立ち寄ってもらえるように寄り添っていく。

事例 8

地域 支援

建て替えでつながりが希薄になった団地での 集いの機会の提供

相談内容

- 相談者 地域の自治会長
- 相談内容 建て替えが進む都営住宅で、引っ越し等の理由から住民同士のつながりが希薄となり、エレベーター前で話し相手を待っている高齢者の孤立の状況を見て危惧している。

支援の流れ

□ サテライト開設の挨拶をかねて事業説明に伺う

サテライトの開設前に、挨拶をかねて自治会を訪問し、自治会長や役員にサテライトの機能と役割及び「社協カフェ『みんなの居場所』」（以下、社協カフェ）を紹介。

その際、「団地の建て替えが進んでおり、引っ越しを余儀なくされ、新棟ができて戻ってきた住民もいるが、どこに誰が住んでいるのかが分からなくなり、住民同士のつながりが希薄になってしまった」、「エレベーター前に佇む高齢者に自治会長が声をかけたところ『誰かが下りてきておしゃべりするのを待っている』と言われ、孤立が進む住民の状況を大変危惧している」との相談を受けた。

サテライト開設後に再訪し、一年前に相談のあった上記の住民の孤立について、その後を伺った。

□ 団地内での社協カフェの開催を提案

定期的を実施する4拠点での社協カフェに加え、サテライトでは隣接の集会所、地域内の団地、施設等で「出張サテライトカフェ」を開催し、小規模単位で孤独・孤立の防止、居場所づくりを行っていることを紹介。

自治会長に「団地の集会所を利用して、一度カフェを開いてみませんか？」と提案し、自治会に持ち帰り、実施について相談をしていただくこととなる。

□ 自治会長の意向を受け、団地内で出張サテライトカフェを実施

自治会から開催の意向が示されたことを受け、地域福祉コーディネーターはチラシ作成に協力。自治会は住民向けに告知や声かけを行い、出張サテライトカフェを実施した。チラシや声かけから楽しみにして参加された方、当日の様子を見て、ふと立ち寄った方など様々な参加者が集い、お茶を飲みながら会話を楽しんだ。

参加者からは「こういう会、初めて!」、「なかなかおしゃべりする機会がないから嬉しい」など肯定的な感想が聞かれた。



成 果

★ 住民の居場所づくりのきっかけを作ることができた

建て替えや引っ越し、高齢化などが重なり住民同士のつながりが薄れている自治会の皆さんとじっくり話し合うことで、無理のない範囲で居場所づくりの機会を設けたいという自治会の思いを引き出し、出張サテライトカフェという形式で集いの場を設けることができた。

また、この機会に集まった方々にサテライトおよび地域福祉コーディネーターについて紹介することができた。

今後の方向性

この出張サテライトカフェは地域福祉コーディネーターが主体の単発開催であり、その後まだ自治会主体の活動を始めするには至っていない。地域福祉コーディネーターは、自治会にとって良いタイミングや方法で独自の居場所づくりを始動しようとした際に協働・支援ができるよう、今後も継続的に自治会活動に寄り添っていく。

事例 9

地域 支援

地域福祉サポーターとの協働

相談内容

- 相談者 地域福祉サポーター※3
- 相談内容 地域の中に新設されたサテライトが独自に開催している「サテライトカフェ」の企画に地域福祉サポーターも関わりたい。

支援の流れ

□ 地域福祉サポーターから提案を受ける

社協カフェ開催後に行う地域福祉サポーター連絡会において、「新しく始まったサテライトカフェの企画に私たちサポーターも関わり、一緒にカフェを作り上げてみたい」との提案を受ける。「地域活動への積極参加」という役割を期待していたものの、地域福祉サポーターの活躍の場が社協カフェのお手伝いに留まっていたことが以前から課題であったため、提案を前向きに検討し、地域福祉サポーターの新たな活動先をも積極的に探し、コーディネートしていくこととした。

□ 地域福祉サポーター独自企画による「おむすび隊」の結成

サテライトが開所した際、近隣の「介護老人保健施設 清らかの里」から、「継続的に活動してもらえるレクリエーションボランティアを探している」との話を伺っていたため、地域福祉サポーターに声かけを行う。それを機に2人の方がボランティアチーム「おむすび隊」を結成し、月1回のペースで活動を開始した。その後も他のボランティアや団体にも声をかけ一緒にレクリエーションを行う等、様々な企画を独自に考え、精力的に活動を展開。その後近隣の「デイケア葵の園」でも同様のニーズがあることがわかり、地域福祉サポーターの新たなボランティア活動開始につなげる。

□ 地域福祉サポーターと地域福祉コーディネーター協働のサテライトカフェの実施

地域福祉サポーターと一緒に作り上げるサテライトカフェの時期を定め、興味を持った地域福祉サポーターが連絡会を開いて内容を検討できるよう、地域福祉コーディネーターは打合せ場所の提供や意見の取りまとめ等で企画に携わった。地域福祉サポーターからは様々な企画が持ち寄られ、ギターが得意な方がギターで歌の伴奏を行い、クラフトを得意とする方がクラフト工芸の講師を務める等の内容が決まる。

当日は多くの方が集まり大盛況で、参加者からは「歌は毎回やってほしい」、「粘土細工がとても楽しかった」と嬉しい声が聞かれ、手応えを感じられる結果となった。

成 果

★ 地域福祉サポーター※3の特技と積極性が発揮された

実施に向けた打合せを重ねるにつれ、イベントの企画や運営に関する内容等、様々な意見が積極的に飛び交うようになった。それぞれの特技を披露し合い、地域福祉サポーター自身の持ち味を活かした企画案が生まれた。現在は防災や熱中症予防に関する独自企画の提案もなされている。

最近では、地域福祉コーディネーターに対して「社協カフェの来場者アンケート結果を共有してほしい」、「サポーターとして活動しやすくなるようネームプレートがほしい」等、これまで以上に積極的な意見が発信されるようになった。

今後の方向性

令和7年度も引き続き地域福祉サポーター主導でのサテライトカフェを実施していく。地域福祉サポーターは、地域福祉コーディネーターが活動するにあたり、サポート役として欠かせない人材である。役割や活動をより明確化し、具体的に提示できれば、活動に興味を持つ地域福祉サポーターは増えるものとする。新たに活動に参加して下さる方を取り込みながら、社協カフェのみならず、様々な地域活動において協力体制が取れるよう、開かれた状態を作りながら信頼関係を築いていく。



大規模団地での新しい活動の きっかけづくり

相談内容

- 相談者 社協カフェに参加した地域の方
- 相談内容 団地の中で、老人会の活動は活発にしているもののメンバーが固定化してきている。高齢者も多い地域なので誰もが集える活動を開催し、活性化させていきたい。

支援の流れ

□ 定期的で開催している社協カフェにて相談を受ける

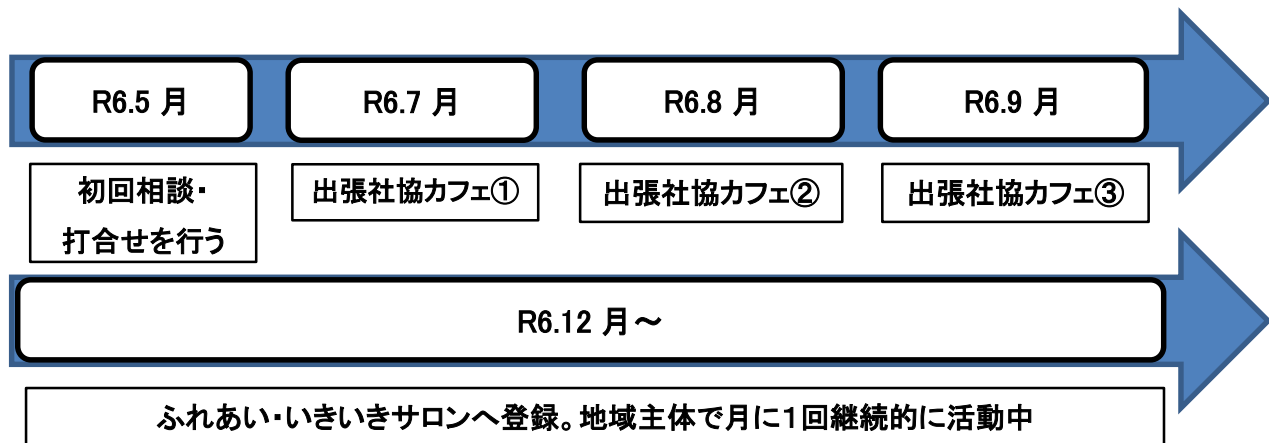
「社協職員が地域に出向いて出張社協カフェを開催していると聞いた。老人会の活動は活発にしているもののメンバーが固定化しつつあるため、新たな試みとして、我々の団地でも出張社協カフェを開催してくれないか」との相談が入り、自治会・老人会の方々と打合せを行った。

□ 出張社協カフェを開催

打合せから約1か月半後、出張社協カフェを開催。誰もが参加しやすいボッチャを実施したところ、30名近くの方が参加される。事前の準備や審判の方法などをお伝えし、「どなたか審判をやってみませんか？」等と声をかけあいながら、皆で和気あいあいと進めたところ、地域の方々から「次回もお願いしたい」との声があがった。

□ 出張社協カフェから地域主体の活動へ

出張社協カフェは計3回開催。回を重ねる度に準備、進行や審判等、地域の方々が積極的に役を進めていく様子が見られた。キーパーソンとなる自治会・老人会の方々とお話ししたところ「この活動は続けていくべきだ」、「自分たちでも活動してみよう」という思いから「ふれあい・いきいきサロン」へ登録し、継続的に活動を進めていくこととなった。



成 果

- ★ 地域の方々が主体的に動くことで「自分たちでもできる」という思いを持てた社協職員が準備から進行、審判すべてを担うのではなく、参加者の方々にも声をかけ、役割を持ってもらいながら一緒に活動することによって、主催者側と参加者側に分かれることなく地域の中で主体性が生まれ、ふれあい・いきいきサロンへの登録へとつながった。
- ★ 地域で主体的に活動している方々とつながりをもつことができた出張社協カフェを開催するまでは、中々つながりが持てなかった自治会・老人会の役員の方と、今回の取り組みを通して地域の状況について話す機会ができ、顔が見える関係を築き上げることができた。

今後の方向性

- ・ 社協主催で行う社協カフェの運営においては、地域の方々の役割について悩むことがある。参加する方々を「お客様」としてではなく、一緒にその場を作り上げる「仲間」として関わっていき、声をかけの役割を持ってもらいながら運営をすることを意識していく。
- ・ 各地域で出張社協カフェを開催しているが、この活動が地域での新たな活動のきっかけになり得ることもあるため、開催する趣旨や目的、交流の場に出向く効果、地域の方とつながる意義等の発信を続けることによって、地域の方々にも意識を持ってもらうような働きかけをしていく。

区内社会福祉法人との連携 ～更生施設「塩崎荘」～

相談内容

- 相談者 社会福祉法人特別区社会福祉事業団 更生施設 塩崎荘
- 相談内容 当施設の利用者が地域とつながっていけるよう様々なことを検討している。日頃から地域とのつながりがある社協にも協力してもらえないか。
- 相談者の思い
 - ① こども食堂をオープン予定で近隣の都営住宅等を中心に広報したいが面会約束の取り付け方が分からない。
 - ② 空き家活用等も含め、できれば施設の外に高齢者も、こどもも、ごちゃ混ぜで集える場を作りたい。資金援助が受けられる制度はあるか。
 - ③ 塩崎荘の利用者を対象に、居宅生活での心持ちについて働きかけるような内容の出前講座をお願いしたい。

支援の流れ

□ 担当者の思いを伺い、提案を行う

担当職員が来所され、「当施設は生活保護を受給している単身男性の自立支援を行う入所・通所施設だが、まだ地域の認知度は低い。そのため自分たちでも居場所づくり等をしていきたいと考えており、社協に情報を取りに来た」と伺う。

- ① 広報先となる住宅をピックアップされていたため、地域福祉コーディネーターが塩崎荘職員と自治会長の間に立ち、挨拶に行く日程調整を支援することとする。
- ② 「江東区こども食堂支援事業補助金」の所管課として江東区こども未来部こども家庭支援課こども家庭係を紹介した。
また、社協独自の助成事業として、地域の方の主体的な活動に対し助成事業を行っている「ふれあい・いきいきサロン事業」と「多機能型地域福祉活動支援事業」を紹介した。
- ③ 出前講座では服薬管理等、日常生活の中で注意すべきことについて第三者の立場で伝えてもらいたいとの要望がでた。地域福祉を推進する地域福祉コーディネーターの立場から指導的な内容は展開しにくいとため、他機関と協働で講座内容を検討させていただくことを提案した。

□ 地域福祉コーディネーターが相談者と各機関をつなぐ

- ① 日頃から各住宅の自治会長と関係を築いているため、間に入って相談をすることで、塩崎荘職員が挨拶に伺いたい趣旨をスムーズにお伝えすることができた。
- ② 社協が多機能型地域福祉活動支援事業で支援している各活動の広報紙を提供し、見学を勧める。
また、管理住宅内で集会室の活用を進めている東京都住宅供給公社（ＪＫＫ）の「住まいるアシスタント」に塩崎荘の担当者を紹介する
さらに、様々な取り組みをしている区内社会福祉法人と横のつながりを作り意見交換等が出来るよう、「江東区内社会福祉法人ネットワーク」の活動を紹介し、会議体に参加していただいた。
- ③ 地域社会での自立した暮らしの実現に寄与する制度を紹介し活用していただくため、江東区生活支援部の自立支援担当窓口に出前講座の協同開催を依頼、快諾いただき、打合せ・資料作成を行う。

成 果

- ★ 日頃のネットワークを活用し、地域の様々な団体と新たなつながりを作っていただくことができた

施設の外に常設の拠点を設置するには至っていないが、広報したい地域との関わりを丁寧に進めたこともあり、こども食堂は毎回多くの方が参加されている。

また、令和６年度は社協法人化 60 周年を記念した「感謝のつどい」を開催し、様々な法人・団体・区民の方々に運営協力をいただくなか、「江東区内社会福祉法人ネットワーク」の会議体への参加を機に、塩崎荘の職員の方にも当日の運営ボランティアとして参画いただくことができた。

- ★ 初めて他機関との協働による出前講座を開催したことで社協について周知することができた

20 代から 80 代の 15 名が参加された出前講座では、円滑な地域生活のために必要なことをテーマに講義とグループワークを行った。「話すことでストレス発散になって良かった」、「非常に参考になり来て良かった」との意見をいただき、社協の役割、生活困窮者自立支援制度※19 による区内の支援体制、自立生活を送る上での心構えについてお伝えすることができた。

今後の方向性

本事例では相談を受けての支援であったが、つながりを多方面・多領域の機関と多く作っていけるよう、各種法人・団体へのアウトリーチ活動を進めていく。

区内就労移行支援事業所との連携 ～就労移行支援事務所 かがやく学び舎～

相談内容

- 相談者 株式会社 かがやく学び舎
- 相談内容 当施設の利用者が、地域とつながる社会参加の場として、社協カフェに参加させてもらえないか。

支援の流れ

□ かがやく学び舎担当職員から相談を受ける

地域福祉コーディネーターが、「就労移行支援事業所 かがやく学び舎」の施設を見学した際に、担当職員から相談を受ける。施設利用者の社会参加の場、就労実習の場を探しているとのことで、その場で社協カフェを案内。後日担当職員より6月の社協カフェから利用者を参加させたいとの連絡が入る。

□ 利用者の社協カフェ初参加

6月は利用者、職員合わせて10名が参加し、社協カフェに参加した方々や地域福祉サポーターと会話する等、楽しく交流する場面が見られた。

担当職員からは「翌月も参加したい。また、地域福祉サポーター※3が行っている来場者にコーヒーを提供する仕事を手伝いたく、実習を受け入れていただけないか」と新たな相談が入る。

□ 利用者の社協カフェ初実習

カフェで接客することが夢だったという利用者のために、地域福祉コーディネーターが安全面の配慮等、受け入れ体制を整え、ボランティア体験という形で実習を受け入れることとなり、その結果、地域福祉サポーター等に見守られながら、楽しそうに充実した様子で、無事に実習を行うことができた。

□ 実習の継続

その後の社協カフェでも、前回の経験を基に実習を行いたいという2名の利用者が社協カフェ内で実習を行った。



成 果

★ 地域の福祉事業所とのつながりが生まれ、広がりを見せる

社協カフェが地域の障害のある方たちの居場所として機能すると共に、地域の方たちに障害のある方への理解を図る場としても機能し始めた。

また、令和6年度中は、かがやく学び舎の利用者だけではなく、「地域生活支援センターステップ」の利用者も社協カフェに参加する等、広がりも見せている。こうしたつながりから新たに地域福祉コーディネーターと地域生活支援センターステップとの連携が生まれ、相談体制が整ってきた。

★ ボランティア体験の場を提供

きっかけは、かがやく学び舎の利用者の一言であったが、本格的な就労実習の前段階の体験として、社協カフェは適していると思われる。社協職員や地域福祉サポーター※3等、理解のあるスタッフがいることに加え、社協カフェ自体も和やかな空間であり、初めて接客を行う人にとっては、参加しやすい雰囲気であると感じる。

今後の方向性

社協カフェは「みんなの居場所」というキャッチフレーズのとおり、世代や分野を超えたつながりづくりを目的とした事業である。障害のある方にも社協カフェに参加していただくため、各地域の障害者施設等に社協カフェの案内を送り、社会参加の場として積極的に活用していただくよう周知する。

生活支援体制整備事業 第 2 層協議体の立ち上げ

取り組みの背景

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的なサービス以外にも、「お互いさま」の助け合いや集いの場が充実していることが大きなポイントとなる。そうした地域づくりのためには、高齢者生活支援体制整備事業※₁ の生活支援コーディネーター※₂ とともに、地域での支え合いを推進していく「協議体※₂₀」の役割が重要である。

なかでも「第 2 層協議体※₂₀」は、日常生活圏域（第 2 層）において実際に生活・活動し、地域の課題や強みをよく把握している地域住民を中心としたチームである。

この第 2 層協議体の立ち上げを行った。

取り組みの流れ

□ 対象地域の設定

大島地区は、区内で 3 番目に人口が多く、高齢化率はトップである。

様々な地域課題はあるものの、「高齢者地域見守り支援事業『サポート地域』」や「ふれあい・いきいきサロン」、「多機能型地域福祉活動拠点」も多く、住民主体の地域福祉活動への関心は高い地域だと思われる。

そのため、大島、特に地域拠点「サテライト城東北部」所在地である大島 7・8・9 丁目を対象地域とした。

□ 「住民ミーティング@大島東」開催

取り組みの第一歩として、令和 6 年 3 月 19 日に開催。

生活支援体制整備事業を開始した背景や、地域での助け合いの重要性に関する講義のほか、助け合い体験ゲームを通して参加者同士の交流を図った。

□ 「支え合いワークショップ大島東」開催

令和 6 年 4 月 25 日、5 月 28 日に開催。

「住民ミーティング@大島東」での講義の振り返りを行うとともに、グループワークを実施し、大島 7・8・9 丁目の地域課題や課題を解決するための活動について話し合いを行った。

□ 第2層協議体の立ち上げ

「支え合いワークショップ大島東」でのアンケートで参加希望を表明した方を中心に、第2層協議体「ふれあいコミュニティ大島東」を発足した。

成 果

★ 同じ地域の住民としてのざっくばらんな話し合い

「ふれあいコミュニティ大島東」は、民生・児童委員※4、町会・自治会役員、ふれあい・いきいきサロンスタッフ、多機能型地域福祉活動拠点スタッフなど様々な立場の参加者で構成されているが、同じ地域の住民として、ざっくばらんに話し合い、安心して暮らし続けられる地域づくりにつなげていこうという前向きな雰囲気が醸成されている。



ふれあいコミュニティ大島東

★ 地域イベントと連動した周知活動

地域拠点「サテライト城東北部」を活用した第2層協議体の周知活動を実施することとなり、令和6年11月17日に開催された、近隣の大島東町会青年部の秋祭りと連動し、施設内外で、こども向け遊びコーナーの設置や、チラシ・風船の配布を行った。



チラシ・風船の配布



こども向け遊びコーナー



周知チラシ

今後の方向性

城東北部地域において、第2層協議体の取り組みについてより一層の周知を図るとともに、話し合い・取り組みのテーマ等に応じて参加メンバーを増員しながら、暮らしやすい地域づくりに向けた活動を継続していく。

また、準備会等を通じて、他地域での第2層協議体立ち上げにつなげていく。

語句解説

※1 高齢者生活支援体制整備事業 (P. 4・35)

介護保険法による、高齢者の地域における自立した日常生活の支援および要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減、悪化の防止に係る体制を整備する事業。

実施主体は区市町村だが、江東区においては、社会福祉協議会が江東区から事業を受託している。

※2 生活支援コーディネーター (P. 4・35)

生活支援体制整備事業において、区が定めた活動圏域ごとに配置され、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を担う者。

江東区においては、受託事業者である社会福祉協議会で、地域福祉コーディネーターと兼務することで生活支援コーディネーターを配置している。

※3 地域福祉サポーター (P. 4・6・9・10・27・33・34)

身近な地域の個別支援・地域支援について日頃からアンテナを張り、気になることがあれば地域福祉コーディネーターと連携して、地域の困りごとや課題について解決に向けた取り組みにご協力いただくボランティア。コロナ禍の2021（令和3）年度を除き、2017（平成29）年度から毎年1回以上の養成講座を継続開催しており、令和7年4月現在登録者数は132名となっている。「社協カフェ『みんなの居場所』」では、運営ボランティアとして、交流を求めて参加されている方の話し相手となったり、特技を活かしたイベント講師を担っており、江東区の地域福祉推進の中心的存在としてご活躍している。

※4 民生・児童委員 (P. 6・19・36・38)

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。給与の支給のない（無報酬）ボランティア活動であり、任期は3年。地域住民からの福祉に関する相談（生活、高齢者やこども、障害に関する相談など）を聞き、区役所や関係機関につなぐ等、必要な支援を行っている。

※5 権利擁護センター「あんしん江東」 (P. 11・20)

判断能力に不安のある高齢の方や障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用や財産管理の支援を行っている。日常的な金銭管理のお手伝いのほか、悪徳商法などの権利侵害、複雑な契約や相続などの法律行為についての相談・助言、成年後見制度の利用支援などを行っている。

※6 心身障害者福祉センター (P. 13)

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の処方、適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定を行うとともに、区市町村等への専門的な知識・技術を必要とする相談・指導などを行っている。

また、高次脳機能障害者※14の支援拠点機関として、ご本人や家族、区市町村・関係機関等への相談支援などを行っている。

※7 **長寿サポートセンター** (P. 13・15・17)

介護保険法に基づく「地域包括支援センター」のこと。高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がチームとして活動し、本人や家族の生活の困りごと、介護予防、権利擁護等様々な相談を受け付ける地域の総合相談窓口。江東区内には 21 か所設置されている。

※8 **民生・児童委員協力員** (P. 14・19)

東京都知事の委嘱を受けて、民生委員・児童委員※15 の業務への協力や活動のサポートを行う。委嘱後、区からの依頼により民生委員・児童委員から必要な指示を受けて活動を補助する。

※9 **福祉的就労** (P. 14)

障害があり、一般企業での就労が難しい人などが福祉サービスを受けながら働くこと。障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、地域活動支援センター、生活保護法に基づく授産施設等がある。一人ひとりの状況に合った、働くスキル向上のための支援を受けながら生産活動を行う。

※10 **自立生活援助** (P. 14)

障害者総合支援法に基づき、居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

※11 **住宅確保要配慮者居住支援法人** (P. 15)

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、こどもを養育する者等の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務保証や賃貸住宅への入居に係る情報提供・転居や見守りの支援等を実施する法人として、都道府県が指定するもの。

2025（令和 7）年 4 月現在、江東区内に所在地がある法人は 1 法人、業務エリアとして江東区を指定している法人は、当該法人を含め 3 法人となっている。

※12 **就労継続支援（B 型）** (P. 16)

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が一般企業への就職が不安、あるいは困難な場合に、雇用契約を結ばないで軽作業などの就労訓練を行うことができる障害福祉サービス。障害や体調に合わせて自分のペースで働きながら、就労に必要なスキルなどを習得することができる。

※13 **まちづくり話し合いひろば** (P. 16)

「出会い・学びの場」として、区内の関係機関、専門職、住民が集い、地域課題の解決に向けて日頃から感じている地域の福祉課題や強みの情報を共有するプラットフォームとなることを目指して社協が主催する話し合いの場。

※14 **高次脳機能障害** (P. 17・37)

交通事故や脳卒中などで脳がダメージを受けたことによって、思考・記憶・注意・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障害。外見からは分かりづらく、理解されにくいことが多いのが特徴。

※15 **ネグレクト** (P. 18)

幼児・児童・障害者・高齢者等に対する適切な養育を親または養育者が放棄すること。幼児・児童の場合、精神的な発達が阻害され、人格形成等に悪影響を与えるといわれる。

※16 **8050 問題** (P. 20)

80 代の親と 50 代の子が同居し、経済的困窮など生活課題を抱える社会問題。引きこもりのこどもが親の支えで生活するなかで、親が高齢化し、生活が困難になることが多い。

※17 **生活福祉資金貸付制度** (P. 21)

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度で、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象である。

※18 **まなび支援員** (P. 23)

江東区福祉事務所保護第一課・保護第二課に各 1 名配置され、「貧困の連鎖」を防止するため、区内の生活保護受給世帯及び生活困窮世帯のうち、様々な要因から育成環境の維持が困難な世帯の子と保護者を対象とし支援を行っている。家庭環境や不登校、引きこもり等のこどもを取り巻く幅広い課題について支援を行うほか、高校進学や高校生の進路志望に沿った支援も行っている。

※19 **生活困窮者自立支援制度** (P. 32)

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困っている方の相談を受け付け、一人ひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支援などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供する制度。

※20 **協議体、第 2 層協議体** (P. 35)

生活支援体制整備事業において、地域に支え合いの輪を広げていくために、地域住民や専門職で地域の社会資源や課題について話し合う場。生活支援コーディネーターが場を設定し、自治体、圏域ごとに構成メンバーや取り組み内容は様々。江東区では令和 7 年 4 月現在、江東区全体を圏域とする第 1 層協議体と、日常生活圏域ごとに設置される第 2 層協議体 1 か所設置されている。

社会福祉法人江東区社会福祉協議会

地域福祉推進課

江東区東陽 6-2-17 高齢者総合福祉センター2 階

TEL 03-3640-1200 FAX 03-3699-6266

メール suishin@koto-shakyo.or.jp

令和 7 年 6 月発行

誰もが安心して
暮らせるまち
に向かって



江東区社会福祉協議会マスコットキャラクター
ふっこー